

整備計画策定年度	平成 27 年度
整備計画変更年度	平成 31 年度
整備計画変更年度	令和 2 年度

関市地域農業振興計画

岐阜県 関市

令和 2 年 4 月

関市地域農業振興計画

1 関市の土地利用の方向

関市は、板取地域奥深くの原生林で巣作りし大空を舞うクマタカに似たV字の地形を呈しています。

関、武芸川地域からなる市街地は、濃尾平野の北端に位置し海拔約 50mに都市を形成し、周囲とは、東は美濃加茂市、西は県都岐阜市、南は 383mの金比羅山に連なる通称“関南アルプス”越しに各務原市、北は美濃市と接し、濃尾平野が広がる田園都市地域である。

洞戸、板取地域は、板取で 1,450mの美濃平家岳を最高峰に福井県と県境を分け、武儀、上之保地域は、上之保で下呂市と接しており、標高が高く緑豊かな山々に囲まれている。

市総面積の約 81%を森林が占め、農地等を合わせると約 87%が自然的土地利用である。

このため、関市では都市的土地利用の需要にも対応できる秩序ある土地利用計画を推進し、農地の集団性の確保と優良農地の保全、効率的かつ安定的な農業経営体の育成等による地域農業の振興と農地の有効利用の促進を図る。

2 関市の農業の振興方策

関市において、都市化の進行により立地条件が変化し、都市的土地利用の需要の高まり等により、農地の集団性の確保が困難になってくることが懸念されている。また、関市においても農業従事者の減少、農産物価格の低迷、国内産地間競争の激化や消費者ニーズの多様性などにより農業を取り巻く環境が厳しくなっている。

(関地域)

本地域の農用地面積は 1,356.9 haで、農家 1 戸あたりの経営耕地面積は 0.80 ha/戸（H27 年農林業センサス）と市内で最も高くなっている。

本地域の農用地面積の約 95%がほ場整備を完了しており、大規模機械化経営と併せて生産性の向上が図られている。

しかし、人口の増加に伴って、産業・教育・文化・医療をはじめとする都市機能の充実の要請が高まると予想されるので、集団的優良農地は保全しつつ、道路、宅地、工業団地等を計画的に整備する必要がある。

(洞戸地域)

本地域の農用地は 99.2 haで、農家 1 戸あたりの経営耕地面積は 0.41 ha/戸（H27 年農林業センサス）となっている。

今後は、機械の導入により省力化を図る。また、その他の荒廃地は適正企業の誘致等を考え、農工一体の発展も図る。

（板取地域）

本地域の農用地は 33.2 ha で、農家 1 戸あたりの経営耕地面積は 0.24 ha/戸（H27 年農林業 センサス）となっている。今後は、農地保有の合理化等により農用地の有効利用を図るとともに、農道、水路等の整備により生産基盤の強化を図る。

また、園芸作物（花木・花苗）・椎茸の栽培及び淡水魚の増殖に力を入れ、観光農業を加味した収益制の高い農業を推進する。

（武芸川地域）

本地域の農用地は 188.7 ha で、農家 1 戸あたりの経営耕地面積は 0.45 ha/戸（H27 年農林業 センサス）となっている。今後は、農地の集団化や生産法人の設立支援等の農業振興方策との連携の下に、新しい土地利用を図っていく。

また、遊休農地が多く見受けられる耕作不利地については、実情に沿った土地の有効利用を検討し、都市近接条件を生かした観光農業としての活用や、恵まれた自然環境を生かした公園・緑地・スポーツ施設等の都市的利便性を備えた整備を図りつつ、農業生産基盤整備と一体となった土地利用の適正化を推進する。

（武儀地域）

本地域の農用地は 146.2 ha で、農家 1 戸あたりの経営耕地面積は 0.29 ha/戸（H27 年農林業 センサス）となっている。

本地域は総面積の約 90%を山林が占め、平坦地における未開発地は少なく宅地、工場用地などの確保も農地転用に頼らざるを得ない状態であるが、この恵まれた自然環境の保全を図りつつ計画的かつ調和のとれた土地利用を図る。

（上之保地域）

本地域の農用地は 137.8 ha で、農家 1 戸あたりの経営耕地面積は 0.28 ha/戸（H27 年農林業 センサス）となっている。

本地域は標高 450m内外の山岳に囲まれた農山村地域である。地域の約 90%を山林が占めるため、平坦地に未開発地が少なく、宅地、工場用地などの確保も農地の転用に頼らざるを得ない状況にあるが、この恵まれた自然環境の保全を図りつつ、計画的かつ調和のとれた土地利用を図る。

3 本計画策定による効果

産業・教育・文化・医療をはじめとする都市機能の充実の要請が高まると予想されるので、集団的優良農地は保全しつつ、道路、宅地、工業団地等を計画的に整備する必要がある。また、遊休農地が多く見受けられる耕作不利地については、実情に沿った土地の有効利用を検討し、都市近接条件を生かした観光農業としての活用や、恵まれた自然環境を生かした公園・緑地・スポーツ施設等の都市的利便性を備えた整備を図りつつ、農業生産基盤整備と一体となった土地利用の適正化を推進する。

(1) 農業体験施設、教養文化施設、スポーツレクリエーション施設、イベント開催施設等都市等との地域間交流を図るために設置する施設。

都市等との交流が図られ、地域の住民であっても都市的な体験、学習、スポーツ、イベントに参加できることにより、文化的な生活が享受できる。

(2) 農業従事者等の就業機会の増大に寄与する工場、流通業務施設等

工場、流通業務施設等が設置されることにより、地域農業従事者等の就業機会が増加すること。

(3) 農業従事者等のための住宅

良好な生活環境を確保することにより、担い手農家の後継者確保と育成並びに農家の安定的な経営の確保が図れる。

(4) 地域住民の生活の利便の増進に資する店舗、事務所、作業場、医療・福祉施設等

地域住民の生活の利便性を向上し、地域の活性化と農業従事者の所得向上により、生活の安定と健康で安全な生活を図ることができる。

(5) 地域住民の良好な生活環境を確保するための施設

地域住民の安心・安全な生活を確保し、地域で暮らす住民の生活を担保し、地域活性化に寄与する。

4 施設の種類、位置及び規模

番号	施設の種類	施設の名称	位置(所在地)	面積(m ²)	左のうち農用地に係る面積(m ²)	工事完了後8年を経過していない土地改良
H27-1	地域住民の生活の利便の増進に資する医療施設の駐車場		肥田瀬 川原田 4031	1,130	1,130	県営農村振興総合整備事業
H27-2	農業従事者等の就業機会の増大に寄与する工場施設(従業員、来客駐車場)		肥田瀬 川原田 4078	1,500	1,500	県営農村振興総合整備事業
H27-3	地域住民の良好な生活環境を確保するための施設(公衆用道路)		倉知 蓼原 667	165.85	165.85	県営農村振興総合整備事業
H27-4	地域住民の良好な生活環境を確保するための施設(公衆用道路)		倉知 会所前 826	165.44	165.44	県営農村振興総合整備事業
H27-5	農業従事者等のための施設(駐車場及び農業用資器材倉庫)		山田 牛子 517	654	645	県営農村振興総合整備事業
H27-6	農業従事者のための住宅(分家住宅)		山田 牛子 521	317	317	県営農村振興総合整備事業
H27-7	農業従事者のための住宅(分家住宅)		山田 牛子 522	342	342	県営農村振興総合整備事業
H30-1	農業従事者のための住宅(農家住宅)		肥田瀬 東郷 2097-4	92	92	県営農村振興総合整備事業
R1-1	農業従事者のための住宅(農家住宅)		山田 新後田 590	450	450	県営農村振興総合整備事業

-
- (注) 1「番号」欄は、施設等の位置を施設等配置図(12の(2))に表すときの図面番号を記入すること。
- 2「施設の種類」欄は、「市町村が作成する「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」の取扱いについて」の4の規定に例示する施設名(例示に該当がない施設は当該施設の通称)を記入すること。
- 3「施設の名称」欄は、施設の名称が明らかになっている場合に、その施設名を記入すること。
- 4「工事完了後8年を経過していない土地改良事業」欄は、施設が土地改良事業(区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓を除く。)の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していない土地を含んで計画されていれば、その土地改良事業名を記入すること。

5 施設の予定事業主体(予定事業主体が明らかになっている場合)

番号	施設の種類	予定事業主体			備考
		氏名(法人の場合は名称、代表者氏名)	住所(法人の場合は事務所の所在地)	職業(法人の場合は業務内容)	
H27-1	地域住民の生活の利便の増進に資する医療施設の駐車場	医療法人香徳会 理事長 加藤迪彦	名古屋市名東区上社三丁目 1911番地	病院、診療所及び介護老人保健施設の経営	
H27-2	農業従事者等の就業機会の増大に寄与する工場施設(従業員、来客駐車場)	株式会社コーポレーション金子 代表取締役 金子哲夫	関市肥田瀬345番地の7	金属加工	
H27-3	地域住民の良好な生活環境を確保するための施設(公衆用道路)	株式会社サン・ストラッセ 代表取締役 廣瀬武男	関市倉知516番地	不動産の所有、利用、売買、賃貸借、仲介業、スーパーマーケットの経営他	
H27-4	地域住民の良好な生活環境を確保するための施設(公衆用道路)	株式会社サン・ストラッセ 代表取締役 廣瀬武男	関市倉知516番地	不動産の所有、利用、売買、賃貸借、仲介業、スーパーマーケットの経営他	
H27-5	農業従事者等のための施設(駐車場及び農業用資器材倉庫)	三輪 正善	関市山田474番地	会社役員	
H27-6	農業従事者のための住宅(分家住宅)	三輪 泰広	関市山田474番地	会社員	
H27-7	農業従事者のための住宅(分家住宅)	三輪 泰広	関市山田474番地	会社員	
H30-1	農業従事者のための住宅(農家住宅)	小瀬木 敦	関市肥田瀬2073番地1	農業者	
R1-1	農業従事者のための住宅(農家住宅)	三輪 真司	関市山田615番地	会社員	

6 施設の用に供される土地の現況地目面積

(単位: m^2)

[illegible]

7 施設の用に供される土地の農用地区域の現況地目面積

(単位: m^2)

[illegible]

8 施設の用に供される土地の土地改良事業の実施状況

[illegible]

-
- (注) 1 対象となる土地改良事業は①事業完了のもの、②事業実施中のもの、③実施計画中のものである。
2 「事業番号」欄は、土地改良事業の受益地を土地改良事業実施状況図(12の(3))に表すときの図面番号を記入すること。
3 「工事完了公告年月日」欄は、公告において工事完了の日が示されたときはその日を記入すること。

9 定期的な検証

(1) 検証方法等

① 検証の時期

本計画に定められた施設が、本計画に従って農用地区域から除外され農用地等以外の土地とされた年度の翌年度以降、当該定められた日から起算して5年間、毎年実施するものとする。

② 検証の方法

本計画に定める当該農業振興地域の特性に応じた農業の振興の方針及び達成すべき目標に沿って、施設が効用を発揮しているか否かを、転用事業者から報告を受け、又は市で調査を行うことにより、検証する。

③ 客観性の確保の方法

検証に当たっては、農業委員会、農業協同組合等の意見を聴く。場合によっては、自治会等から意見を聴くこととする。

④ 検証結果の公表

検証結果は、市広報及び縦覧により公表する。

⑤ 検証後講ずる措置

検証の結果、本計画に定める目標の達成が著しく不十分である場合には、当該目標の達成に向けて、必要な措置を講ずる。

⑥ 検証結果の振興計画への反映

検証の結果、目標の達成が著しく不十分である場合には必要な措置を講ずるとともに、本計画の変更又は今後の計画の策定等に際してそれぞれ反映する。

(2) 検証結果等

番号	施設の種類	本計画策定の効果	農振計画 変更時期	検証結果	関係機関意見等	特記事項
H27-1	地域住民の生活の利便の増進に資する医療施設の駐車場	農業経営の安定化	H28.5	医療施設の駐車場として利用されており、計画の効果が発揮されている。	特になし	
H27-2	農業従事者等の就業機会の増大に寄与する工場施設（従業員、来客駐車場）	農業の担い手の確保	H28.5	工場施設として利用されており、計画の効果が発揮されている。	特になし	
H27-3	地域住民の良好な生活環境を確保するための施設（公衆用道路）	農業生産性の向上	H28.5	道路として利用されており、計画の効果が発揮されている。	特になし	
H27-4	地域住民の良好な生活環境を確保するための施設（公衆用道路）	農業生産性の向上	H28.5	道路として利用されており、計画の効果が発揮されている。	特になし	
H27-5	農業従事者等のための施設（駐車場及び農業用資器材倉庫）	農業生産性の向上	H28.5	現地に施設は設置されていないが、転用事業者が施設の建設に向け計画を進行中であることを確認した。	特になし	未実施

H27-6	農業従事者のための住宅(分家住宅)	農業の担い手の確保	H28.5	現地に施設は設置されていないが、転用事業者が施設の建設に向け計画を進行中であることを確認した。	特になし	未実施
H27-7	農業従事者のための住宅(分家住宅)	農業の担い手の確保	H28.5	現地に施設は設置されていないが、転用事業者が施設の建設に向け計画を進行中であることを確認した。	特になし	未実施

(注) 1 「本計画策定の効果」欄は、「3 本計画策定による効果」に基づき記入すること。

2 「農振計画変更時期」欄は、本計画に基づき市町村農業振興地域整備計画の変更を行った年月を記入すること。

3 「検証結果」欄は、就業機会の確保等の客観的状況を踏まえて、本計画に従って設置された施設が効用を発揮しているか否かを検証し、その内容を具体的に記入すること。

4 「関係機関意見等」欄は、農業委員会、農業協同組合等の意見聴取結果等を記入すること。

5 「特記事項」欄は、検証の結果、本計画策定の効果の達成が著しく不十分な場合に、達成に向けて講ずる措置を記入すること。

10 検討調査

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号イからヲまでの要件を満たしているかを検討すること。

番号	施設の種類の	イ 農業委員会 その他の関係 団体の意見	ロ 計画の案を その広告の 日から30日 間縦覧に供 し、住民の 意見書を提出 する機会を 付与した上 で定めた計 画であること。	ハ 定期的に検 証する旨の 定めがある こと。	ニ 農用地以外 の用途に供 される法第 10条第3項 各号に掲げ る土地が妥 当な規模を 超えないも のであること。	ホ 法第10条第 3項各号に掲 げる土地を 農用地以外 の用途に供 することが必 要かつ適当 でこの土地 以外に代替 性がないこと。	ヘ 法第10条第 3項各号に掲 げる土地を 農用地以外 の用途に供 することによ り周辺の土 地の農業上 の利用に支 障がないこと。	ト 効率的かつ 安定的な農 業経営を営 む者に対す る農用地の 利用の集積 に支障を及 ぼす恐れが ないこと。	チ 法第10条第 3項各号に掲 げる土地を 農用地以外 の用途に供 することによ り土地改良 施設の機能 に支障がないこと。	リ 区画整理、 農用地の造 成、埋立て 又は干拓の いずれかの 事業に係る 土地を含む 場合は、工 事完了後8年 を経過してい ること。	ヌ 事業が計画 策定の日か ら5年を超え ない日まで に開始され る見込みが あること。	ル 事業の施工 に関して行 政庁の処分 を筆いようと する場合に おいてこれら の処分がさ れていること 又は処分の 見込みがある こと。	ヲ 土地改良事 業が現に施 工されている 土地である 場合は事業 の施工者の 同意が得ら れていること。
H27 -1	地域住民の生活の利便の増進に資する医療施設の駐車場	異議なし	縦覧したが意見提出はなかった	9定期的な検証のとおり	計画図面より妥当である	代替性がない	支障がない	支障がない	支障がない	経過している	見込がある	見込がある	同意を得ている
H27 -2	農業従事者等の就業機会の増大に寄与する工場施設(従業員、来客駐車場)	異議なし	縦覧したが意見提出はなかった	9定期的な検証のとおり	計画図面より妥当である	代替性がない	支障がない	支障がない	支障がない	経過している	見込がある	見込がある	同意を得ている
H27 -3	地域住民の良好な生活環境を確保するための施設(公衆用道路)	異議なし	縦覧したが意見提出はなかった	9定期的な検証のとおり	計画図面より妥当である	代替性がない	支障がない	支障がない	支障がない	経過している	見込がある	見込がある	同意を得ている
H27 -4	地域住民の良好な生活環境を確保するための施設(公衆用道路)	異議なし	縦覧したが意見提出はなかった	9定期的な検証のとおり	計画図面より妥当である	代替性がない	支障がない	支障がない	支障がない	経過している	見込がある	見込がある	同意を得ている
H27 -5	農業従事者等のための施設(駐車場及び農業用資器材倉庫)	異議なし	縦覧したが意見提出はなかった	9定期的な検証のとおり	計画図面より妥当である	代替性がない	支障がない	支障がない	支障がない	経過している	見込がある	見込がある	同意を得ている
H27 -6	農業従事者のための住宅(分家住宅)	異議なし	縦覧したが意見提出はなかった	9定期的な検証のとおり	計画図面より妥当である	代替性がない	支障がない	支障がない	支障がない	経過している	見込がある	見込がある	同意を得ている
H27 -7	農業従事者のための住宅(分家住宅)	異議なし	縦覧したが意見提出はなかった	9定期的な検証のとおり	計画図面より妥当である	代替性がない	支障がない	支障がない	支障がない	経過している	見込がある	見込がある	同意を得ている

H30 -1	農業従事者のための 住宅(農家住宅)	異議なし	縦覧したが 意見提出は なかった	9定期的な 検証のとお り	計画図面よ り妥当であ る	代替性がな い	支障がない	支障がない	支障がない	経過してい る	見込がある	見込がある	同意を得て いる
R1 -1	農業従事者のための 住宅(農家住宅)	異議なし	縦覧実施予 定	9定期的な 検証のとお り	計画図面よ り妥当であ る	代替性がな い	支障がない	支障がない	支障がない	経過してい る	見込がある	見込がある	同意を得て いる

- (注) 1 「イ」欄においては、農業委員会の意見書を添付すること。
 なお、農業委員会以外の関係団体等の意見を聴いたときはその結果も記述すること。
 2 「ヲ」欄においては、事業の施行者の同意書を添付すること。

11 その他

12 添付図面

- (1) 市町村土地利用構想図(市の土地利用の方向を明示した25,000分の1程度の縮尺の図面)
農業振興地域及び農用地区域の範囲を明示するとともに施設の用地のほか、市街化区域への編入予定区域、農工法に基づく工業等導入地区予定地区、農用地区域編入予定区域等当該市町村全体の土地利用の方向を明示すること。
- (2) 施設等配置図(施設等の用地の規模及び当該用地の周辺における現況土地利用を明示した5,000分の1程度の縮尺の図面)
農業振興地域及び農用地区域の範囲を明示すること。
- (3) 土地利用事業実施状況図(土地改良事業の実施状況を明示した10,000分の1程度の縮尺の図面)
8で記入した土地改良事業の実施状況及び関係する施設等の用地を明示すること。
- (4) 認定農業者等の農地利用集積状況図
効率的かつ安定的な農業経営を営む者が現に利用を集積し、又は今後集積をすることが確実と認められる農用地を除外しようとする場合に添付すること。

区域番号	A-2	整理番号	H27-1	利用目的（転用概要）		駐車場	
転用事業者住所・氏名		名古屋市名東区上社3丁目1911番 医療法人香徳会理事長加藤迪彦				権利（期間）	所有権移転
土地の所在（大字・字・地番）	現況地目	指定用途	特別用途	面積（㎡）	土地所有者	利用目的の必要性（緊急性）	
関市肥田瀬川原田 4031	田	農地		1130	桜井 昭三	現在病院を経営しており、その隣に 介護老人保健施設を開設しており、駐 車場が不足し、慢性的に路上駐車が発 生しており、周辺住民に迷惑をかけて おり、駐車場を増設して解消したい。	
計				1130			
農業公共投資の実 施状況（農業生産 基盤に係る事業 （不可避受益地に 係る場合を除く。） についてすべて記 載すること。	事業名	団体営ほ場整備事業 県営農村振興総合整備事業			地区名	肥田瀬南部地区 肥田瀬地区	
	工区名	肥田瀬南部工区 肥田瀬頭首工	施行面積	42.1ha	事業主体	関市肥田瀬土地改良区（解散） 岐阜県	
	事業期間	昭和 62 年度～平成 5 年度（当該地施工年度昭和 63 年度） 平成 26 年度から					
	進捗状況	計画中・ 事業中 ・ 事業完了 （工事完了公告における工事完了日 平成 7 年 12 月 21 日換地）					
農 地 法 関 係	農地区分 （該当事項）	農用地区域内農地・甲種農地・ 第 1 種農地 ・第 2 種農地・第 3 種農地 （ 第 2-1-（1）-イ-（ア）-a ）					
	農地の取得経過	取得後 3 年（以内・ 経過 ） 取得年月日（平成 1 年 6 月 2 日）					
	許可区分	第 2-1-（1）-イ-（イ）-d-（a） 医療事業の用に供する施設					
都市計画法関係	区域区分	市街化調整区域・ 非線引都市計画区域 （用途地域（内・ 外 ））・都市計画区域外					
	公道との接続の有無	幅員 4.4 m（国道・県道・ 市町村道 ・法定外道路）に接続・公道に不接続					
土地選定理由及び その経過（農用地 区域外での検討、 他の自己所有地で の検討等） ※他の検討用地を 示した図面を添付	農用地区域外の土地はいずれも、病院の敷地から遠く、来院者の駐車場と使用するには、 病院に隣接した当該土地しかないため。						
規 模 の 妥 当 性 （周辺の類似施設 との比較等）	規模的に妥当であると考える。						
効率的かつ安定的 な農業経営を営む 者による農地利用 集積への影響（周 辺農地における認 定農業者等の経営 状況（経営面積等） を踏まえて記載） ※利用集積状況が 分かる図面を添付	当申請地は、農地の集団の端に当たり、住宅地と隣接しており影響はないと考える。						
そ の 他	申請地は、平成 19 年から農地・水・保管理支払交付金事業が実施されているが、該当 面積にかかる補助金を返還予定である。 関市地域農業振興計画において、農業経営の安定化を図る、地域住民の生活の利便の増 進に資する施設である。						

区域番号	A-2	整理番号	H27-2	利用目的（転用概要）	駐車場		
転用事業者住所・氏名		関市肥田瀬345番地の7 (株)コーポレーション金子 代表取締役 金子哲夫			権利（期間）	売買	
土地の所在（大字・字・地番）	現況地目	指定用途	特別用途	面積（㎡）	土地所有者	利用目的の必要性（緊急性）	
関市肥田瀬字川原田 4078	田	農地		1500	上野秀明	工場の規模拡大を行い従業員が増えたため駐車場が不足し、慢性的に路上駐車が発生しており、周辺住民に迷惑をかけており、駐車場を増設して解消したい。	
計				1500			
農業公共投資の実施状況（農業生産基盤に係る事業（不可避受益地に係る場合を除く。）についてすべて記載すること。	事業名	団体営ほ場整備事業 県営農村振興総合整備事業			地区名	肥田瀬南部地区 肥田瀬地区	
	工区名	肥田瀬南部工区 肥田瀬頭首工	施行面積	42.1ha	事業主体	関市肥田瀬土地改良区（解散） 岐阜県	
	事業期間	昭和62年度～平成5年度（当該地施工年度昭和63年度） 平成26年度から					
	進捗状況	計画・ 事業中 ・ 事業完了 （工事完了公告における工事完了日 平成7年12月21日換地）					
農地法関係	農地区分（該当事項）	農用地区域内農地・甲種農地・第1種農地・第2種農地・ 第3種農地 （第2-1-（1）-エ-（ア）-b-（a））					
	農地の取得経過	取得後3年（以内・ 経過 ） 取得年月日（平成20年3月29日）					
	許可区分						
都市計画法関係	区域区分	市街化調整区域・ 非線引都市計画区域 （用途地域（内・ 外 ））・都市計画区域外					
	公道との接続の有無	幅員 6.4 m（国道・県道・ 市町村道 ・法定外道路）に接続・公道に不接続					
土地選定理由及びその経過（農用地区域外での検討、他の自己所有地での検討等） ※他の検討用地を示した図面を添付	関連合刃物工業団地周辺は、農振農用地であり、申請地以外では用地が纏まらなかった。						
規模の妥当性（周辺の類似施設との比較等）	52台の駐車スペースのため、規模時に妥当であると考えます。						
効率的かつ安定的な農業経営を営む者による農地利用集積への影響（周辺農地における認定農業者等の経営状況（経営面積等）を踏まえて記載） ※利用集積状況が分かる図面を添付	当申請地は、工業団地や住宅地と隣接しており、集団農地より離れており、農地利用集積への影響は無いと思われる。						
その他	申請地は、平成19年から農地・水・保全管理支払交付金事業が実施されているが、該当面積にかかる補助金を返還予定である。 関市地域農業振興計画において、農業の担い手の確保を図る、農業従事者等の就業機会の増大に寄与する施設である。						

区域番号	B-2	整理番号	H27-3	利用目的（転用概要）		道路	
転用事業者住所・氏名		関市倉知516番地 (株)サン・ストラッセ 代表取締役 廣瀬 武男				権利（期間）	賃貸借
土地の所在（大字・字・地番）	現況地目	指定用途	特別用途	面積（㎡）	土地所有者	利用目的の必要性（緊急性）	
関市倉知字蓼原 667	田	農地		1,557 ㎡ の内 165.85	桑原喜美代 桑原宏紳 本田友美 桑原教仁	転用業者は、本申請地の北側に商業施設を計画しており、利用者の利便性のため、道路を拡幅するもの。	
計				165.85			
農業公共投資の実施状況（農業生産基盤に係る事業（不可避受益地に係る場合を除く。）についてすべて記載すること。	事業名	団体営ほ場整備事業 県営農村振興総合整備事業				地区名	倉知地区 倉知地区
	工区名	倉知工区 倉知頭首工	施行面積	42ha	事業主体	関市倉知土地改良区（解散） 岐阜県	
	事業期間	昭和52年度～昭和56年度（当該地施工年度 昭和56年度） 平成26年度から					
	進捗状況	計画中・ 事業中 ・ 事業完了 （工事完了公告における工事完了日 昭和56年5月30日）					
農地法関係	農地区分（該当事項）	農用地区域内農地・甲種農地・ 第1種農地 ・第2種農地・第3種農地 （第2-1-（1）-オー（ア）-a）					
	農地の取得経過	取得後3年（以内・ 経過 ） 亡 桑原正勝（平成18年6月12日死亡）					
	許可区分	第2-1-（1）-イ-（イ）-e-（f） 通路					
都市計画法関係	区域区分	市街化調整区域・ 非線引都市計画区域 （用途地域（内・ 外 ））・都市計画区域外					
	公道との接続の有無	幅員 4.0 m（国道・県道・ 市町村道 ・法定外道路）に接続・公道に不接続					
土地選定理由及びその経過（農用地区域外での検討、他の自己所有地での検討等） ※他の検討用地を示した図面を添付	道路幅員の拡張であり、道路に接続する当該農地以外ないため。 （反対側の拡幅は、北側で鞍知神社の敷地になり拡幅できないため。）						
規模の妥当性（周辺の類似施設との比較等）	幅員から来た規模であり、妥当であると考えます。						
効率的かつ安定的な農業経営を営む者による農地利用集積への影響（周辺農地における認定農業者等の経営状況（経営面積等）を踏まえて記載） ※利用集積状況が分かる図面を添付	当申請地は、農用地区域の周辺部で、農地の連担性及び農地利用集積への影響は無いと思われる。						
そ の 他	（分筆する場合の残地利用計画等） 農地として使用する 関市地域農業振興計画において、農業生産性の向上を図る、地域住民の良好な生活環境を確保するための施設（公衆用道路）である。						

区域番号	B-2	整理番号	H27-4	利用目的（転用概要）	道路		
転用事業者住所・氏名		関市倉知516番地 (株)サン・ストラッセ 代表取締役 廣瀬 武男			権利（期間）	賃貸借	
土地の所在（大字・字・地番）	現況地目	指定用途	特別用途	面積（㎡）	土地所有者	利用目的の必要性（緊急性）	
関市倉知字会所前 826	田	農地		1,007 ㎡ の内 165.44	沼田 升男	転用業者は、本申請地の北側に商業施設を計画しており、利用者の利便性のため、道路を拡幅するもの。	
計				165.44			
農業公共投資の実施状況（農業生産基盤に係る事業（不可避受益地に係る場合を除く。）についてすべて記載すること。	事業名	団体営ほ場整備事業 県営農村振興総合整備事業			地区名	倉知地区 倉知地区	
	工区名	倉知工区 倉知頭首工	施行面積	42ha	事業主体	関市倉知土地改良区（解散） 岐阜県	
	事業期間	昭和52年度～昭和56年度（当該地施工年度 昭和56年度） 平成26年度から					
	進捗状況	計画中・ 事業中 ・ 事業完了 （工事完了公告における工事完了日 昭和56年5月30日）					
農地法関係	農地区分（該当事項）	農用地区域内農地・甲種農地・ 第1種農地 ・第2種農地・第3種農地 （第2-1-（1）-オ-（ア）-a）					
	農地の取得経過	取得後3年（以内・ 経過 ）（平成5年11月24日相続）					
	許可区分	第2-1-（1）-イ-（イ）-e-（f） 通路					
都市計画法関係	区域区分	市街化調整区域・ 非線引都市計画区域 （用途地域（内・ 外 ））・都市計画区域外					
	公道との接続の有無	幅員 4.0 m（国道・県道・ 市町村道 ・法定外道路）に接続・公道に不接続					
土地選定理由及びその経過（農用地区域外での検討、他の自己所有地での検討等） ※他の検討用地を示した図面を添付	道路幅員の拡張であり、道路に接続する当該農地以外ないため。 （反対側の拡幅は、北側で鞍知神社の敷地になり拡幅できないため。）						
規模の妥当性 （周辺の類似施設との比較等）	幅員から来た規模であり、妥当であると考えます。						
効率的かつ安定的な農業経営を営む者による農地利用集積への影響（周辺農地における認定農業者等の経営状況（経営面積等）を踏まえて記載） ※利用集積状況が分かる図面を添付	当申請地は、農用地区域の周辺部で、農地の連担性及び農地利用集積への影響は無いと思われる。						
そ の 他	（分筆する場合の残地利用計画等） 農地として使用する 関市地域農業振興計画において、農業生産性の向上を図る、地域住民の良好な生活環境を確保するための施設（公衆用道路）である。						

区域番号	C-1	整理番号	H27-5	利用目的（転用概要）	駐車場及び農業用資機材倉庫		
転用事業者住所・氏名		関市山田 474 三輪 正善			権利(期間)	売買	
土地の所在（大字・字・地番）	現況地目	指定用途	特別用途	面積（㎡）	土地所有者	利用目的の必要性（緊急性）	
関市山田字牛子 517	田	農地		654	三輪孝	子供の結婚などにより駐車場が不足することと、倉庫が必要となることから駐車場と倉庫を設置したい。	
計				654			
農業公共投資の実施状況（農業生産基盤に係る事業（不可避受益地に係る場合を除く。）についてすべて記載すること。	事業名	団体営ほ場整備事業 県営農村振興総合整備事業			地区名	山田地区 川平地区	
	工区名	山田工区 川平頭首工		施行面積	52.2ha	事業主体	関市山田土地改良区（解散） 岐阜県
	事業期間	昭和 47 年度～昭和 50 年度（当該地施工年度 昭和 50 年度） 平成 26 年度から					
	進捗状況	計画中・ 事業中 ・ 事業完了 （工事完了公告における工事完了日 昭和 51 年 3 月 25 日）					
農地法関係	農地区分（該当事項）	農用地区域内農地・甲種農地・ 第 1 種農地 ・第 2 種農地・第 3 種農地 （ 第 2-1-（1）-イ-（ア）-a ）					
	農地の取得経過	取得後 3 年（以内・ 経過 ） 取得年月日（平成 1 年 5 月 18 日）					
	許可区分	第 2-1-（1）-イ-（イ）-c-（d） 集落に接続					
都市計画法関係	区域区分	市街化調整区域・ 非線引都市計画区域 （用途地域（内・ 外 ））・都市計画区域外					
	公道との接続の有無	幅員 3.0 m（国道・県道・ 市町村道 ・法定外道路）に接続・公道に不接続					
土地選定理由及びその経過（農用地区域外での検討、他の自己所有地での検討等） ※他の検討用地を示した図面を添付	申請地近隣で検討したが、いずれも農振農用地であるため交換等を断念した。						
規模の妥当性（周辺の類似施設との比較等）	土地利用計画図から判断し、規模は妥当と考える。						
効率的かつ安定的な農業経営を営む者による農地利用集積への影響（周辺農地における認定農業者等の経営状況（経営面積等）を踏まえて記載） ※利用集積状況が分かる図面を添付	申請地は、農地の集団化に支障がなく、農地利用集積への影響は無いと思われる。						
その他	申請地は、平成 19 年から農地・水・保全管理支払交付金事業が実施されているが、該当面積にかかる補助金を返還予定である。 関市地域農業振興計画において、農業生産性の向上を図る、農業従事者等のための施設である。						

区域番号	C-1	整理番号	H27-6	利用目的（転用概要）	分家住宅	
転用事業者住所・氏名		関市山田 474 三輪 泰広			権利(期間)	使用貸借
土地の所在（大字・字・地番）	現況地目	指定用途	特別用途	面積（㎡）	土地所有者	利用目的の必要性（緊急性）
関市山田字牛子 521	田	農地		317	三輪正善	転用事業者は親と同居しているが、結婚し子供ができるため、家が手狭となることから、隣に新家を建てたいため。
計				317		
農業公共投資の実施状況（農業生産基盤に係る事業（不可避受益地に係る場合を除く。）についてすべて記載すること。	事業名	団体営ほ場整備事業 県営農村振興総合整備事業			地区名	山田地区 川平地区
	工区名	山田工区 川平頭首工	施行面積	52.2ha	事業主体	関市山田土地改良区（解散） 岐阜県
	事業期間	昭和 47 年度～昭和 50 年度（当該地施工年度 昭和 50 年度） 平成 26 年度から				
	進捗状況	計画中・ 事業中 ・ 事業完了 （工事完了公告における工事完了日 昭和 51 年 3 月 25 日）				
農地法関係	農地区分（該当事項）	農用地区域内農地・甲種農地・ 第 1 種農地 ・第 2 種農地・第 3 種農地 （ 第 2-1-(1)-イ-(ア)-a ）				
	農地の取得経過	取得後 3 年（以内・ 経過 ） 取得年月日（平成 1 年 5 月 18 日）				
	許可区分	第 2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e) 集落に接続				
都市計画法関係	区域区分	市街化調整区域・ 非線引都市計画区域 （用途地域（内・ 外 ））・都市計画区域外				
	公道との接続の有無	幅員	3.0 m（国道・県道・ 市町村道 ・法定外道路）に接続・公道に不接続			
土地選定理由及びその経過（農用地区域外での検討、他の自己所有地での検討等） ※他の検討用地を示した図面を添付	申請人所有の宅地の一部と一体利用して住居を建築するため、他の用地では対応できない。 交換や購入は財政的にできない。					
規模の妥当性 （周辺の類似施設との比較等）	土地利用計画図から判断し、規模は妥当と考える。					
効率的かつ安定的な農業経営を営む者による農地利用集積への影響（周辺農地における認定農業者等の経営状況（経営面積等）を踏まえて記載） ※利用集積状況が分かる図面を添付	申請地は、農用地区域の周辺部で、住宅と連担しており、農地の集団化に支障がなく、農地利用集積への影響は無いと思われる。					
そ の 他	申請地は、平成 19 年から農地・水・保全管理支払交付金事業が実施されているが、該当面積にかかる補助金を返還予定である。 関市地域農業振興計画において、農業の担い手の確保を図る、農業従事者のための住宅である。					

区域番号	C-1	整理番号	H27-7	利用目的（転用概要）	分家住宅		
転用事業者住所・氏名		関市山田 474 三輪 泰広			権利（期間）	売買	
土地の所在（大字・字・地番）	現況 地目	指定 用途	特別 用途	面積（㎡）	土地所有者	利用目的の必要性（緊急性）	
関市山田字牛子 522	田	農地		342	三輪孝	転用事業者は親と同居しているが、結婚し 子供ができるため、家が手狭となることか ら、隣に新家を建てたいため。	
計				342			
農業公共投資の実 施状況（農業生産 基盤に係る事業（ 不可避受益地に係 る場合を除く。）に ついてすべて記載 すること。	事業名	団体営ほ場整備事業 県営農村振興総合整備事業			地区名	山田地区 川平地区	
	工区名	山田工区 川平頭首工		施行面積	52.2ha	工区名	山田工区 川平頭首工
	事業期間	昭和 47 年度～昭和 50 年度（当該地施工年度 昭和 50 年度） 平成 26 年度から					
	進捗状況	計画中・ 事業中 ・ 事業完了 （工事完了公告における工事完了日 昭和 51 年 3 月 25 日）					
農地法関係	農地区分 （該当事項）	農用地区域内農地・甲種農地・ 第 1 種農地 ・第 2 種農地・第 3 種農地 （ 第 2-1-（1）-イ-（ア）-a ）					
	農地の取得経過	取得後 3 年（以内・ 経過 ） 取得年月日（平成 1 年 5 月 18 日）					
	許可区分	第 2-1-（1）-イ-（イ）-c-（e） 集落に接続					
都市計画法関係	区域区分	市街化調整区域・ 非線引都市計画区域 （用途地域（内・ 外 ））・都市計画区域外					
	公道との接続の有無	幅員 3.0 m（国道・県道・ 市町村道 ・法定外道路）に接続・公道に不接続					
土地選定理由及び その経過（農用地 区域外での検討、 他の自己所有地で の検討等） ※他の検討用地を 示した図面を添付	申請人所有の宅地の一部と一体利用して住居を建築するため、他の用地では対応できない。 交換や購入は財政的にできない。						
規模の妥当性 （周辺の類似施設 との比較等）	土地利用計画図から判断し、規模は妥当と考える。						
効率的かつ安定的 な農業経営を営む 者による農地利用 集積への影響（周 辺農地における認 定農業者等の経営 状況（経営面積等） を踏まえて記載） ※利用集積状況が 分かる図面を添付	申請地は、農用地区域の周辺部で、住宅と連担しており、農地の集団化に支障がなく、 農地利用集積への影響は無いと思われる。						
そ の 他	申請地は、平成 19 年から農地・水・保全管理支払交付金事業が実施されているが、該 当面積にかかる補助金を返還予定である。 関市地域農業振興計画において、農業の担い手の確保を図る、農業従事者のための住宅 である。						

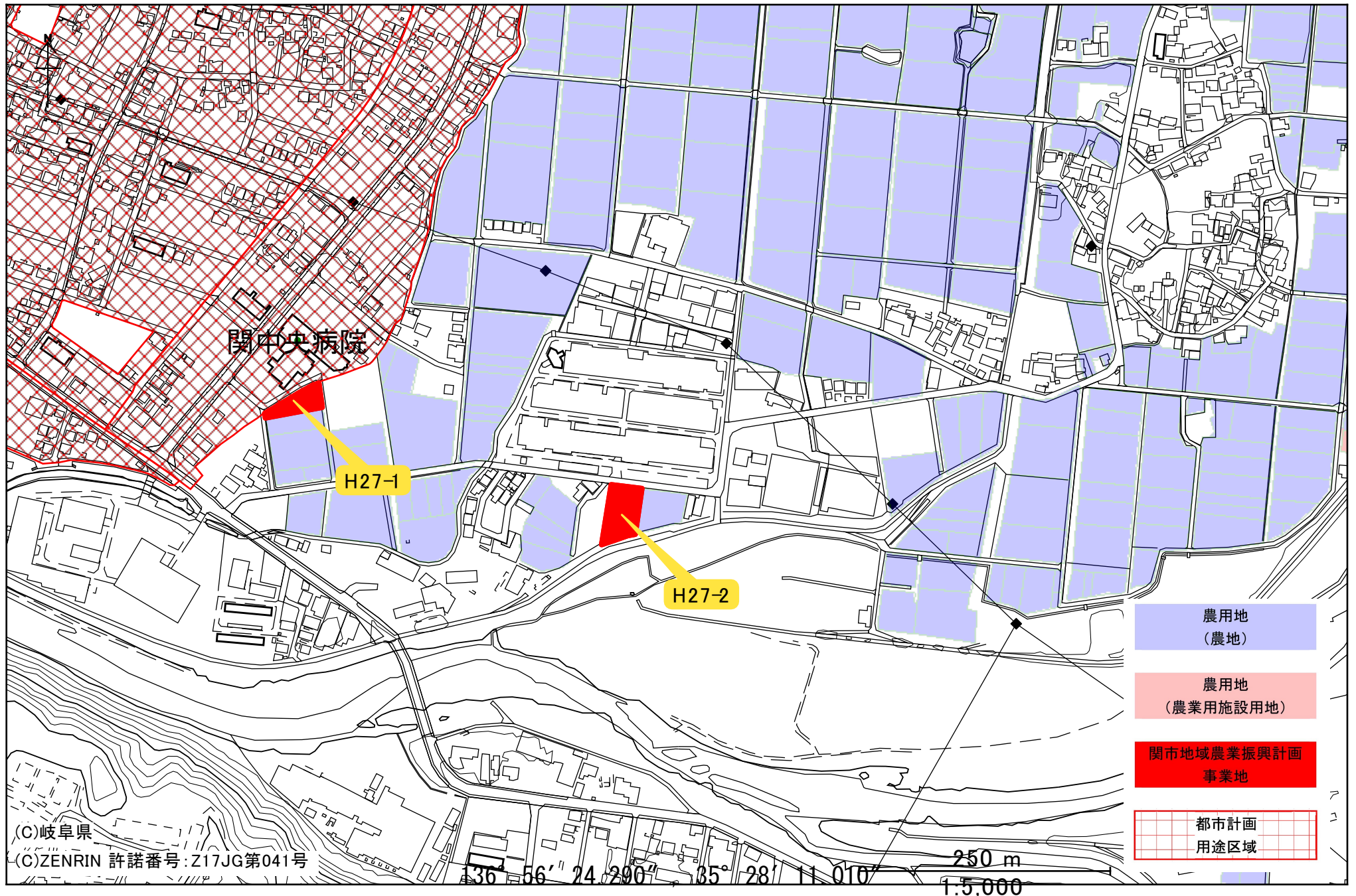
個別事業計画書

区域番号	A-2	整理番号	H30-1	利用目的（転用概要）	農家住宅の拡張		
転用事業者住所・氏名		関市肥田瀬 2073-1 小瀬木 敦			権利（期間）	自己所有地	
土地の所在（大字・字・地番）	現況地目	指定用途	特別用途	面積（㎡）	土地所有者	利用目的の必要性（緊急性）	
肥田瀬東郷 2097-4	田	農地		92	小瀬木 敦	子どもの成長に伴い住宅が手狭になり、住宅の拡張が必要である。	
計				92			
農業公共投資の実施状況（農業生産基盤に係る事業（不可避免益地に係る場合を除く。）についてすべて記載すること。	事業名	団体営ほ場整備事業 県営農村振興総合整備事業			地区名	肥田瀬 肥田瀬	
	工区名	肥田瀬 肥田瀬頭首工		施行面積	29.4ha 42.1ha	事業主体	肥田瀬土地改良区 岐阜県
	事業期間	S51 年度～S53 年度（当該地施工年度 S52 年度） H26 年度～					
	進捗状況	計画中・事業中・ 事業完了 （工事完了公告における工事完了日 S53.3.31 ） 計画中・ 事業中 ・事業完了（工事完了公告における工事完了日 ）					
農地法関係	農地区分（該当事項）	2 種 第 2-1-(1)-オ-(ア)-b					
	農地の取得経過	取得後 3 年（以内・ 経過 ） 取得年月日（S57.3.15）登記換地					
	許可区分	他の事業地では実施できない 第 2-1-(1)-オ-(イ)					
都市計画法関係	区域区分	市街化調整区域・非線引都市計画区域（ 用途地域 （内・ 外 ））・都市計画区域外					
	公道との接続の有無	公道に接続しない（一体利用地を経て 8.5m 国道に接続）					
土地選定理由及びその経過（農用地区域外での検討、他の自己所有地での検討等） ※他の検討用地を示した図面を添付	子どもの成長に伴い住居を拡大するため隣接地を検討したが、公道、耕作の継続を希望する他者の土地などしかなく、他に事業を実施できる土地がなかった。						
規模の妥当性（周辺の類似施設との比較等）	既存の施設の拡張であり、事業実施計画に不自然な点はなく、規模的に妥当であると考える。						
効率的かつ安定的な農業経営を営む者による農地利用集積への影響（周辺農地における認定農業者等の経営状況（経営面積等）を踏まえて記載） ※利用集積状況が分かる図面を添付	集落に接続した農地集団の末端部（農地法面）であり、農業の担い手等の集積地ではなく、農地の利用集積への影響は限定的である。						
そ の 他	（分筆する場合の残地利用計画等） 多面的機能支払交付金の事業実施地であるため、事業開始年度からの当該面積にかかる補助金について、国費・県費・市費を問わず清算を行う予定である。 関市地域農業振興計画において、農業の担い手の確保を図る、農業従事者のための住宅である。						

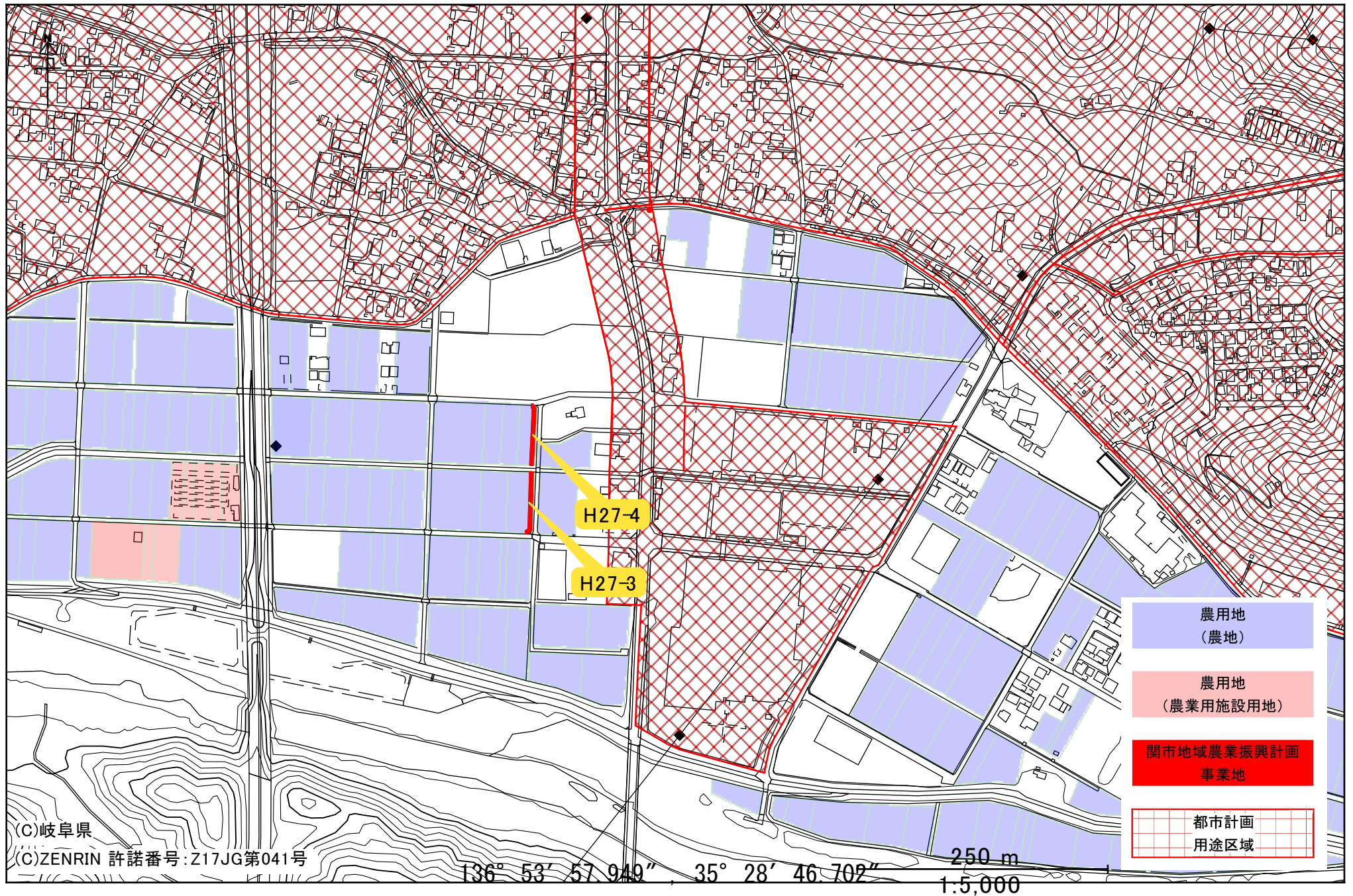
個別事業計画書

区域番号	C-1	整理番号	R01-1	利用目的（転用概要）		農家住宅	
転用事業者住所・氏名		関市山田 615 番地 三輪 真司				権利（期間）	売買
土地の所在（大字・字・地番）	現況地目	指定用途	特別用途	面積（㎡）	土地所有者	利用目的の必要性（緊急性）	
山田新後田 590	田	農地		450	安田 俊二	婚姻に伴い住宅が手狭になり独立するため、住宅を必要としている。	
計				450			
農業公共投資の実施状況（農業生産基盤に係る事業（不可避免益地に係る場合を除く。）についてすべて記載すること。	事業名	団体営ほ場整備事業 県営農村振興総合整備事業			地区名	山田地区 川平地区	
	工区名	山田工区 川平頭首工	施行面積	52.2ha	事業主体	関市山田土地改良区（解散） 岐阜県	
	事業期間	昭和 47 年度～昭和 50 年度（当該地施工年度 昭和 50 年度） 平成 26 年度から					
	進捗状況	計画中・事業中・ 事業完了 （工事完了公告における工事完了日 S51.3.25 ） 計画中・ 事業中 ・事業完了（工事完了公告における工事完了日 ）					
農地法関係	農地区分（該当事項）	1 種 第 2-1-(1)-イ-(ア)-a					
	農地の取得経過	取得後 3 年（以内・ 経過 ） 取得年月日（H23.6.28）相続					
	許可区分	集落に接続して設置される近隣に居住するものの生活等に必要な施設 第 2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)					
都市計画法関係	区域区分	市街化調整区域・非線引都市計画区域（ 用途地域 （内・ 外 ））・都市計画区域外					
	公道との接続の有無	幅員 4.0m 市道に接続					
土地選定理由及びその経過（農用地区域外での検討、他の自己所有地での検討等） ※他の検討用地を示した図面を添付	婚姻に伴い住宅が手狭になり独立するため、住宅を建設できる土地について地域の後継者となるべく所属自治会の区域で検討したが、接道が無い、十分な面積がない、地権者が営農を希望しているなどにより、他に実施できる土地はなかった。						
規模の妥当性（周辺の類似施設との比較等）	住宅の面積として過大ではなく、事業計画に不自然な点はなく、規模的に妥当であると考える。						
効率的かつ安定的な農業経営を営む者による農地利用集積への影響（周辺農地における認定農業者等の経営状況（経営面積等）を踏まえて記載） ※利用集積状況が分かる図面を添付	集落に接続した農地集団の末端部であり、農業の担い手等の集積地ではなく、農地の利用集積への影響は限定的である。						
そ の 他	（分筆する場合の残地利用計画等） 多面的機能支払交付金の事業実施地であるため、事業開始年度からの当該面積にかかる補助金について、国費・県費・市費を問わず清算を行う予定である。 関市地域農業振興計画において、農業の担い手の確保を図る、農業従事者のための住宅である。						

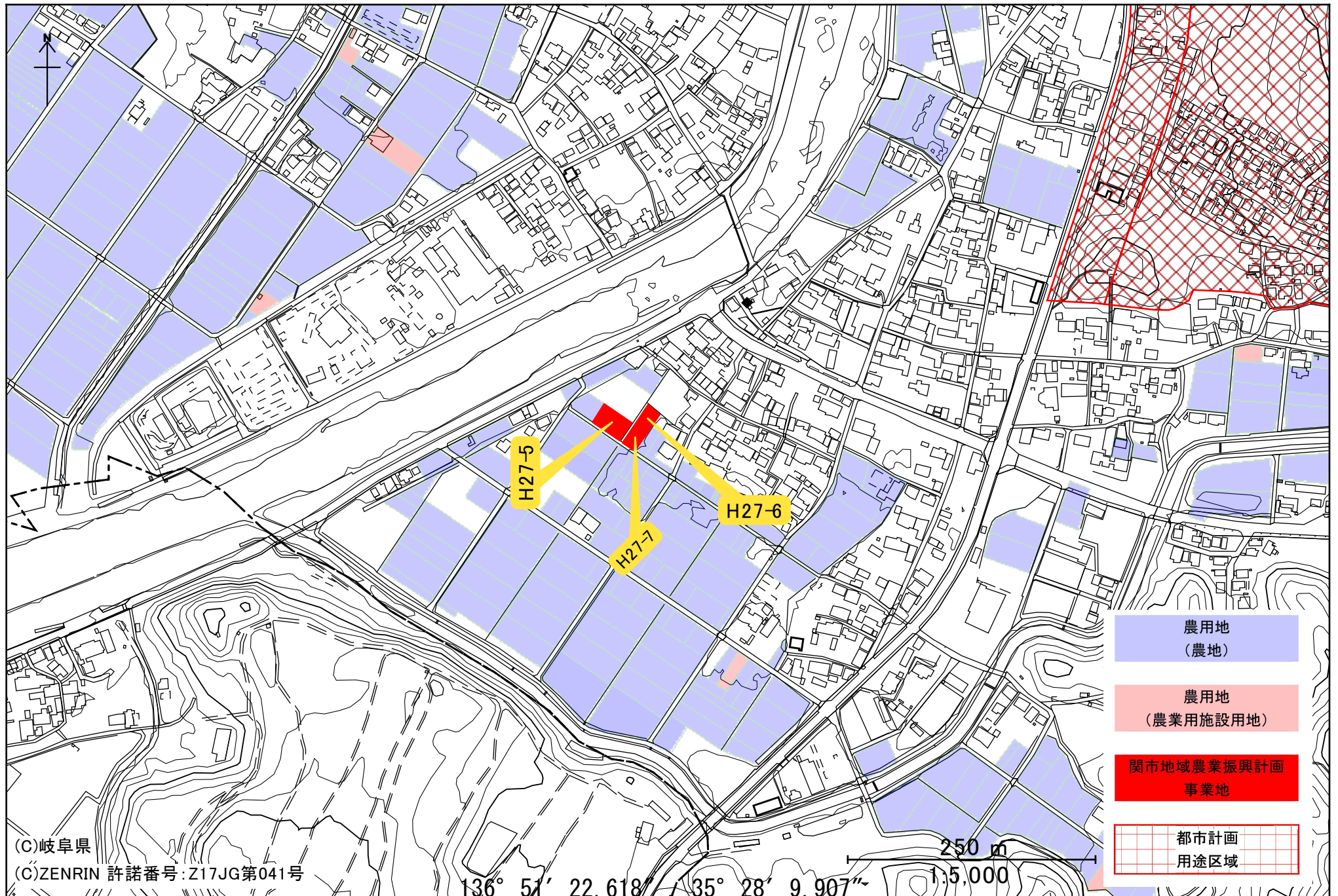
関市地域農業振興計画 位置図



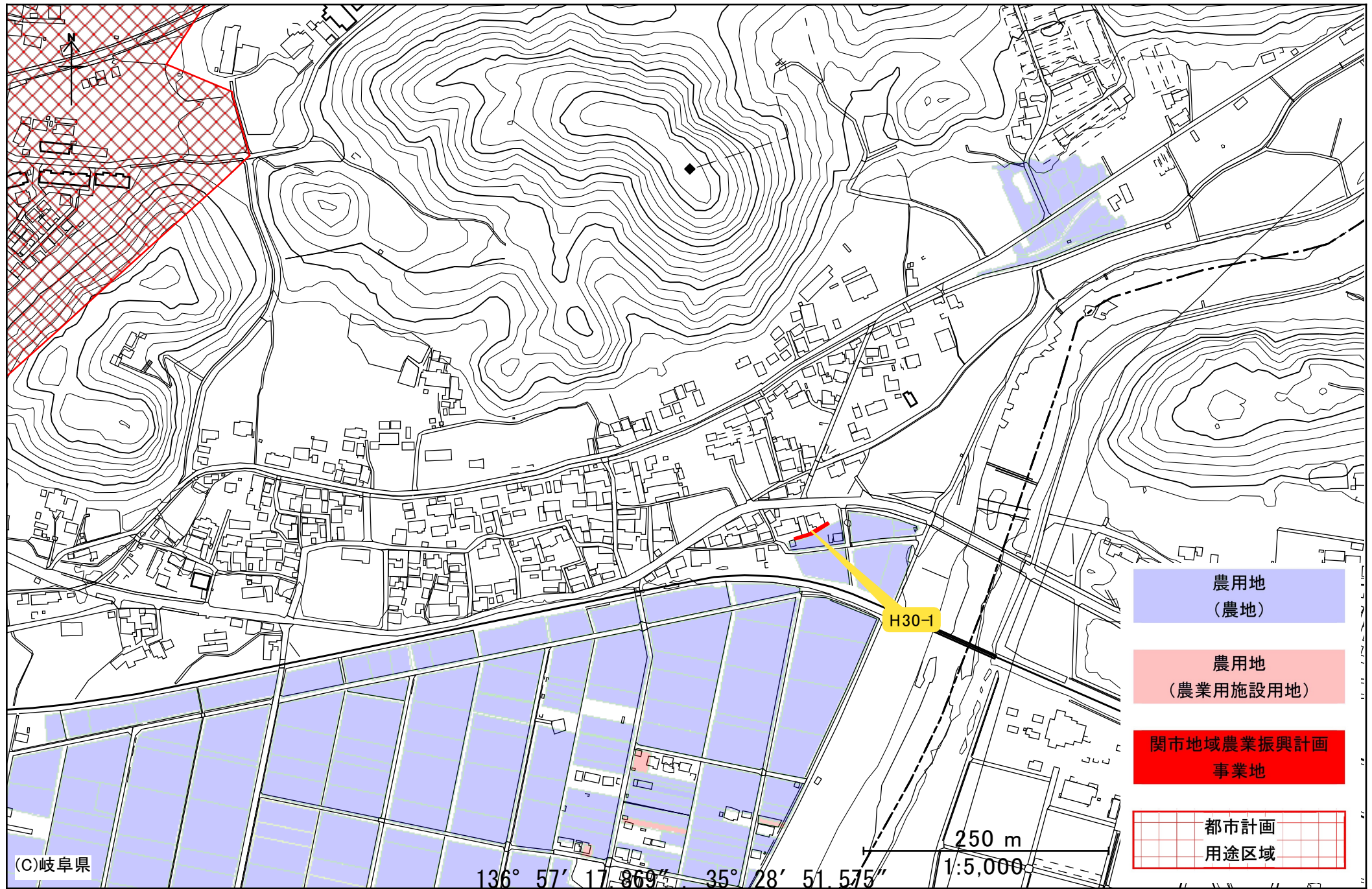
関市地域農業振興計画 位置図



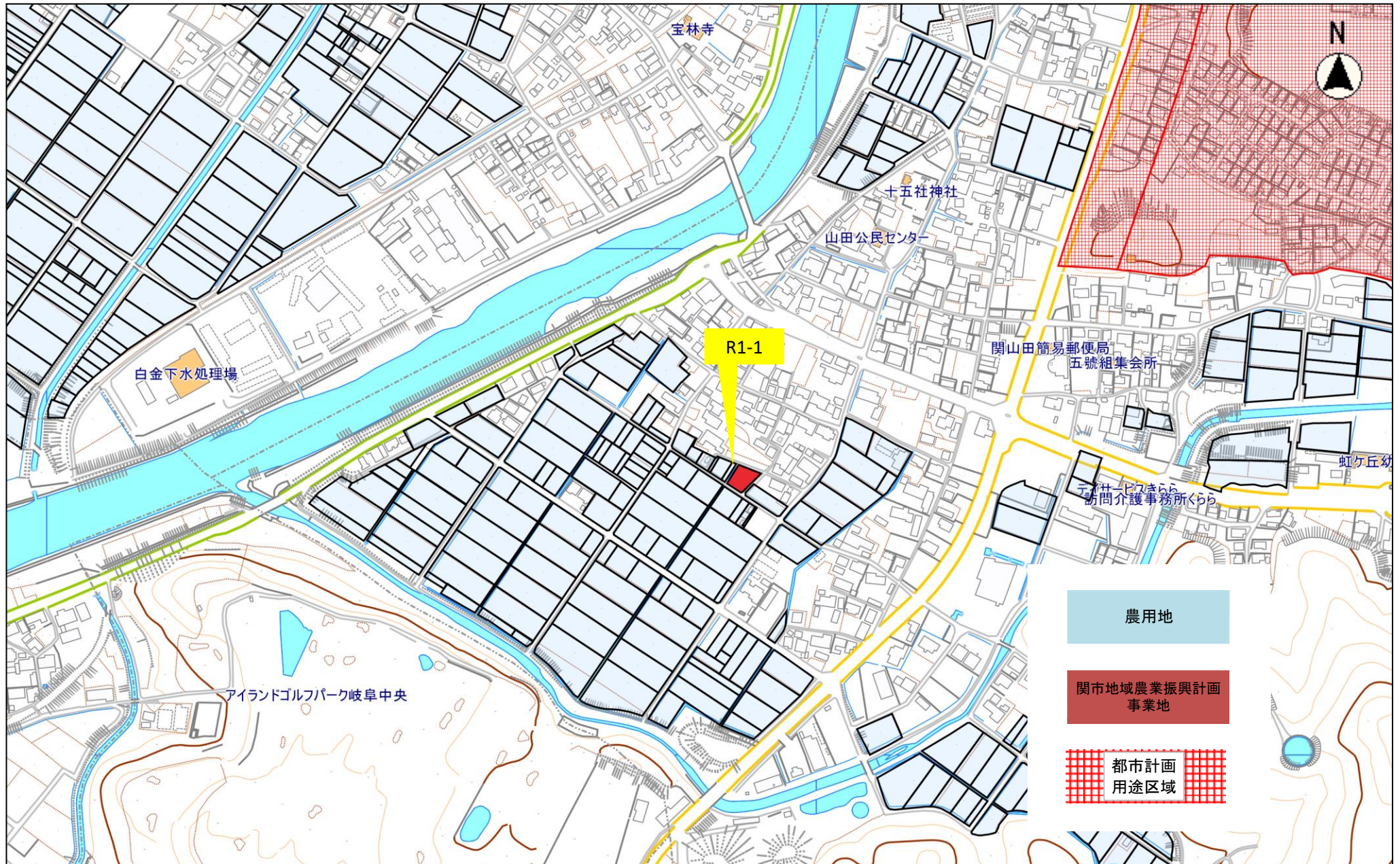
関市地域農業振興計画 位置図



関市地域農業振興計画 位置図



関市地域農業振興計画 位置図



縮尺 1 : 5000